

ケアプランサービスりぼん 運営規程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人市民ユニットりぼんが開設するケアプランサービスりぼん事業所（以下「事業」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。

3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービス及び地域包括支援センターとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- ① 名 称：ケアプランサービスりぼん
- ② 所在地：東京都八王子市横川町 1166 番地の2 メゾンさつきの 101 号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 介護支援専門員 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。
- ② 介護支援専門員 2名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日：月曜日から土曜日とする。
ただし祭日および国民の祝日と、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間：午前9時から午後6時までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（下表）によるものとし、当該指定居宅介護支

援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

* 厚生労働大臣が定める基準

要介護度	金額
要介護 1・要介護 2	12,000 円
要介護 3・要介護 4・要介護 5	15,592 円

* 厚生労働大臣が定める加算基準

居宅支援加算名	金額
初回加算	3,315 円
入院時情報連携加算 (I)	2,210 円
入院時情報連携加算 (II)	1,105 円
退院・退所 カンファレンス無 (連携 1 回目)	4,972 円
退院・退所 カンファレンス無 (連携 2 回目)	6,630 円
退院・退所 カンファレンス有 (連携 1 回目)	6,630 円
退院・退所 カンファレンス有 (連携 2 回目)	8,287 円
退院・退所 カンファレンス有 (連携 3 回目)	9,945 円
通院時情報連携加算	552 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,210 円
ターミナルケアマネジメント加算	4,420 円

* 法定代理受領サービスである時の利用者負担金

要介護度	金額
要介護 1・要介護 2・要介護 3・要介護 4・要介護 5	無料

①介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容等の情報を提供し、サービスの選択を求め、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整を行う。

利用者が介護保険施設への入院入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

課題の分析について使用する課題分析票は、日本社会福祉士会方式・その他の方式を用いる。

②介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、おおむね月に 1 回程度 (状態に変化が著しい場合を除く) 訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行う。

③介護支援専門員は、認定更新時及び必要に応じサービス担当者会議を開催し、担当者から意見を求めるものとする。

- ④ケアマネージメントの公正中立性の確保を図る観点から、介護サービス情報公表制度において公表すると共に前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合、又、各サービスごとの同一事業所によって提供されたものの割合を説明します。
- ⑤介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、八王子市の次のとおりとする。

- ① 並木町・散田町・山田町・めじろ台・長房町・狭間町・下恩方町・西寺方町・櫛田町・館町・寺田町・大船町・大楽寺町・上壺分方町・諏訪町・四谷町・叶谷町・泉町・横川町・弐分方町・川町・元八王子町・東浅川町・初沢町・高尾町・西浅川町・廿里町・横山町・八日町・八幡町・八木町・追分町・千人町・日吉町・元本郷町・平岡町・本郷町・大横町・本町・元横山町・田町・新町・明神町・子安町・東町・旭町・三崎町・中町・南町・寺町・万町・上野町・天神町・南新町・小門町・台町・中野町・暁町・中野山王・中野上町・大和田町・富士見町・緑町・清川町・小比企町・みなみ野・城山手・美山町・犬目町・みつい台・川口町

(虐待の防止のための措置)

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を開催すると共にその結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所において従業者に対し虐待防止のための研修を実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するために責任者をおく。

(個人情報の保護)

第9条 事業所はその業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については個人情報保護に関する法律その他関係法令等を遵守し、適切に取り扱うものとする。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの個人情報を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行う。

2 事業所は当事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努める。

3 事業所は感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催す

るとともに従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修、訓練を実施する。

(身体拘束の禁止)

第 11 条 事業所は、サービス提供にあたって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に身体拘束等の適正化のための研修を実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第 12 条 事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第 13 条 事業所は、感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

第 14 条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

② 法人研修 年 8 回以上

2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人市民ユニットと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成12年9月1日から施行する。
この規程は、平成14年3月29日から施行する。
この規程は、平成15年4月1日から施行する。
この規程は、平成15年6月1日から施行する。
この規程は、平成18年4月1日から施行する。
この規程は、平成19年5月1日から施行する。
この規程は、平成19年6月1日から施行する。
この規程は、平成20年4月1日から施行する。
この規程は、平成22年6月1日から施行する。
この規程は、平成22年7月1日から施行する。
この規程は、平成23年6月1日から施行する。
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
この規程は、平成24年8月20日から施行する。
この規程は、平成25年6月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成26年5月1日から施行する。
この規程は、平成26年9月1日から施行する。
この規程は、平成27年7月1日から施行する。
この規程は、平成28年8月1日から施行する。
この規程は、令和1年10月1日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
この規程は、令和4年6月1日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日から施行する。